

野田市

移動支援事業ガイドライン

令和8年4月（初版）

野田市福祉部障がい者支援課

本ガイドラインは、障害者総合支援法に基づき野田市が実施主体として提供している移動支援事業の支援内容及び支給の指針について記載したものです。

目 次

1	概要.....	2
2	目的.....	2
3	対象となる方.....	2
4	サービス利用の流れ.....	3
5	対象となる外出の範囲.....	3
6	対象となる外出.....	4
7	対象とならない外出.....	5
8	調査等.....	6
9	支給決定.....	6
10	利用の取消等.....	7
11	利用料金の目安(所得区分が一般に該当する方).....	8
12	利用者の負担上限月額.....	8
13	サービス利用料の請求.....	8
14	サービス利用料の支払い.....	9
15	支給期間.....	9
	サービスに係るQ&A.....	10

1 概要

屋外において単独での移動が困難な障がいのある人が社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出を行う場合における、送迎、介護等の移動に必要な支援(原則として1日の範囲内で終わるものに限る。)を行うものです。

2 目的

屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、外出のための支援を行うことにより、地域における自立した生活及び社会参加を促すことを目的としています。

「移動が困難な障がいのある人」とは、

- ・外出にあたり、ひとりで安全に外出することができない人をいいます。
- ・移動はできても、障がいのために買い物で金銭の支払いができない・買った商品を運べない等、外出の目的を果たせない場合も含まれます。

3 対象となる方

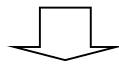
野田市に居住しかつ住民票が野田市にある方、または野田市が援護者となっている方のうち、次のいずれかに該当する方

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けており、1級もしくは2級の下肢、または1級から3級までの体幹の障がいを有する方
- (2) 療育手帳の交付を受けている方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

4 サービス利用の流れ

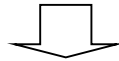
①相談・申請

相談窓口で相談し、申請書等を提出します。



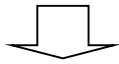
②支給決定

市で審査後、支給決定されると2週間ほどで決定通知が届きます。



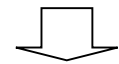
③事業者との契約

事業者に連絡・相談等を行い、契約をしたうえで利用の予約をします。



④サービスの利用

ガイドヘルパーの付き添いを受けて外出します。



⑤サービス利用料の支払い

サービス終了後、利用者負担額が生じる方は事業者を利用料を支払います。

5 対象となる外出の範囲

原則、自宅を始点とし、外出先への移動、外出先からの帰宅までを支援の対象とします。

※ 重要 ※

利用者の地域での自立した生活と社会参加を促す事を目的としており、日常生活の拠点である自宅からの移動が起点・終点となることが多いことから、出発点を事業所からとする移動支援は認められていません。

病院内の移動支援は認められていません。院内の介助は看護師等をお願いすることになります。

6 対象となる外出（自立生活及び社会参加を目的としています。）

※障害福祉サービス・介護保険が使える場合はそちらのサービスを優先してご利用ください。

(1) 公的機関(区役所や官公署)、金融機関等での各種手続を行うための外出

(2) 社会生活上必要な外出

① 今後の生活に必要な手続で目的達成後に継続性のないもの

・学校や施設の見学や利用の手続、入学手続、会社の説明会などです。

② 各種団体の行事等

・官公庁や障害者団体が行うイベント、各種大会への参加などです。

③ 地域生活に欠かせないと判断できるもの

・地域の町会、自治会、婦人会、こども会の行事や祭りへの参加などです。

④ 社会生活一般の付き合いの範疇に入るもの

・冠婚葬祭、一般的に行われる祭事等（初詣・お宮まいり・法事・クリスマス等）として共通の認識で行われるものなどです。

⑤ 緊急時における施設への送迎

・緊急性があり、家族介護者の不在や家族が送迎できない事情がある場合に対応します。

(3) 余暇活動、文化活動等への外出

① 自己啓発や教養を高めるもの

・自分自身の教養を高めたり、見聞を広げることを目的とする講演会、博覧会や文化教養講座等への参加などです。

② 健康維持、増進等を図るもの

・身体を動かすことを目的とするトレーニングジムやプール等、施設や器具等を利用して運動することなどです。(施設内の対応は対象外です。)

③ 生活の内容、充実、向上を高めるもの

・外食、レジャー、レクリエーション、散歩、映画鑑賞、観劇、カラオケ、コンサートなどです。

④ 個人の嗜好による買い物及び生活のための日常必要な買い物

・衣類、雑貨、本、CD等の買い物や食料品等の日常不可欠な買い物などです。

7 対象とならない外出

(1) 外出の内容・目的により対象にならない場合

① 定期的または継続的な外出の場合

※病院への定期的または継続的な通院は認められていません。

※通園、通学、通所施設への送迎など通年等の長期にわたる外出は認められていません。

② 危険を伴うスポーツ活動(海水浴、登山等)を行う場合

③ 販売等の経済活動など、営利を伴う場合

※講演会等へ参加のための利用は、対象者自らが謝礼金を受け取る場合は経済活動に係る外出とみなし、利用の対象とはなりません。

④ 政治活動又は宗教活動を伴う場合

※選挙演説等に参加する場合の送迎は認められます。

※個人の信仰による寺社等の参拝は認められます。

⑤ その他社会通念上、この事業の対象とすることが適当でないと認められる場合

※パチンコ、マージャン、キャバレー等への外出は認められていません。

(2) 他に支援制度（障害福祉サービス・介護保険サービス等）がある場合

利用者が、法令に基づく他のサービス制度（障害福祉サービス・介護保険サービス等）にも該当する場合、他のサービスが支援対象とする外出については、移動支援事業でのヘルパー派遣は認められません。

ただし、他のサービス制度の利用手続が間に合わない等、緊急一時的な場合については、移動支援事業でのヘルパー派遣を認めることができます。

8 調査等

移動支援事業の実施に当たり必要があると認められるとき、野田市は利用者、保護者又はその世帯等に対し、質問を行い、報告や文書の提出を命じるなど、調査・確認を行うことができます。

9 支給決定

(1) 新規申請

下記の書類を市に提出してください。

①申請書

②野田市移動支援事業に係る「身体介護を伴う」の判断基準及びチェックリスト

(2) 更新

毎年、更新手続きが必要になります。既に支給決定を受けている場合は、事前に市から更新勧奨通知が送付されますので、届きましたら手続きをしてください。

(3) 提出された申請書等から支援区分を決定します。

支援区分	要件
身体介護あり	・ 障がい者（18歳以上） サービスの提供時間内における歩行、移乗、排尿、排便、移動において、介護の支援が必要とされる方 ・ 障がい児（18歳未満） サービスの提供時間内における食事、排泄、入浴、移動において、介護の支援が必要とされる方
身体介護なし	外出時における移動に支援が必要な方 ※「身体介護なし」で認定された方について、障がいの状態の変化等により、「身体介護あり」へ変更することができます。

(4) 決定後、「移動支援事業利用決定通知書」を、利用者へ送付します。

10 利用の取消等

以下のいずれかに該当するときは、移動支援事業の利用を取り消すことができます。

- ① 対象者の要件に該当しなくなったと認められるとき。
- ② 利用者が、虚偽の申請等をしたとき。
- ③ 利用者が市の調査等に応じないとき。
- ④ 利用者が偽りその他不正な行為により移動支援を受けたとき。

11 利用料金の目安（所得区分が一般に該当する方）

下の単価の1割負担です。おおまかな目安としてお考えください。

区分	時間	単価	区分	時間	単価
身体介護 伴わない	30分	800円	身体介護 伴う	30分	2,300円
	1時間	1,500円		1時間	4,000円
	1時間30分	2,250円		1時間30分	5,800円
	2時間	2,950円		2時間	6,550円
	3時間	4,350円		3時間	8,050円
	4時間	5,750円	4時間	9,450円	

※ 夜間（午後6時～午後10時）及び早朝（午前6時～午前8時）は25%増し、

深夜（午後10時～午前6時）は50%増しの単価となります。

12 利用者の負担上限月額

所得状況により、月ごとの利用者負担額に上限があります。

区分	対象	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般	市民税課税世帯（本人が18歳以上）世帯の市民税所得割が16万円未満	9,300円
	市民税課税世帯（本人が18歳未満）世帯の市民税所得割が28万円未満	4,600円
	市民税課税世帯 上のいずれにも該当しない場合	37,200円

※ 世帯の範囲：18歳以上は本人及び配偶者、18歳未満は保護者の属する世帯

ただし、外出中に発生する下記の諸経費については公費負担とならず、自己負担となります。

- 1 ガイドヘルパーの交通費
- 2 外出先での飲食費
- 3 レジャー施設における入場料

※また車を利用する場合は、ガイドヘルパーとは別に運転手が必要です。

13 事業者から市へのサービス利用料の請求

①事業者はサービス提供の都度、「サービス提供実績記録票」を作成し、利用者の確認を

受けます。

②サービス提供実績記録票から「請求明細書」を作成し、市に請求します。

「請求書」、「請求明細書」、「サービス提供実績記録票の写し」を毎月、月末締めで次の月の10日までに市に提出してください。

14 利用者から事業者へのサービス利用料の支払い

①事業者は利用者負担分を徴収し、領収証を発行します。

②事業者は法定代理受領の通知を発行します。

③事業者は作成した上記の各書類を会計年度終了後5年間保存します。

15 支給期間

7月1日から翌年の6月30日まで

※ 7月1日より後に申請した場合は、支給決定日から翌年（1月1日以降の申請の場合は同年）の6月30日までとなります。

サービスに係るQ&A

Q1 内部障害者は、移動支援事業を利用できないのですか？

A 内部障害とは、身体内部の臓器に何らかの障害があることを指します。内部障害の具体的な種類については、身体障害者福祉法で定めるところの、心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、膀胱・直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障害、肝臓機能障害、の計7障害であるとされます。

移動支援を利用できる身体障がい者は、以下になります。

- ①身体障害者手帳の交付を受けており、1級もしくは2級の下肢の障がいを有する方
- ②身体障害者手帳の交付を受けており、1級から3級までの体幹の障がいを有する方

Q2 保護者等が留守の際に、未就学児を一人で留守番させることができないため、サービスを利用して外出させることは可能ですか？

A 社会通念上、障がいの有無にかかわらず、未就学児が1人で留守番や外出をすることは考えにくく、外出する場合については、保護者等で対応すべきものであると考えられます。したがって、未就学児についてはサービスの利用はできません。

Q3 目的地（映画館等）までの送迎は保護者において対応出来るのですが、目的地において付き添うことができません。目的地内においてのみのサービス（映画の付き添い、館内の食事・排泄等介助）を利用することは可能ですか？

A 外出先及び外出内容が移動支援の対象となるものであれば、現地でガイドヘルパーと待ち合わせの上、引き渡しを経て、サービスをご利用できます。

Q4 当日のキャンセルの取り扱いはどのようになっていますか？

A 移動支援のサービス費は、現に利用者に対しサービスを提供したものについて、評価をするものです。したがって、サービス利用のキャンセル時において発生する諸費用（ガイドヘルパーの交通費等）については、移動支援の報酬として算定することは出来ません。キャンセル料金については、各移動支援事業所において設定の上、サー

ビス契約時に、必ず、利用者に説明を行ってください。ただし、目的地までの移動後にキャンセルとなる場合等、現に移動支援を提供した場合については、その間に要した時間について、サービス費を算定することは可能です。

Q5 野田市外への外出にサービスを利用することは可能ですか。

A 野田市外への外出についても、1日の範囲内で用務を終えるものであれば、移動支援をご利用になれます。また、1回で複数の目的地に外出することも可能ですが、複数の目的地の中に、移動支援の対象とならないものが含まれていた場合、当該外出についての全てが移動支援の対象となりません。

Q6 ガイドヘルパーが自ら運転する車両で支援する場合、運転中の時間は算定できますか？

A ガイドヘルパーの運転中は支援を行っていないため算定出来ません。ただし、乗車前及び降車後に移動支援を行った場合は、その時間のみ算定できます。

Q7 入院・障害福祉サービス施設に入所中の人の利用はできますか？

A 入院中の人や障害福祉サービスによる施設入所中の人、利用することができません。ただし、入院（所）・退院（所）による自宅と施設間の送迎等について、他制度の活用が困難で、家族等介護者が介助出来ない場合には利用することが可能です。